



羅針盤

司法改革
総合センター
ニュース

即決裁判手続

平成18年10月2日より、即決裁判手続が導入された。即決裁判手続とは、罰金又は執行猶予判決が見込まれる争いのない簡明な事件について、被疑者が同意することを条件に検察官が起訴時に即決裁判を申し立て、簡易・迅速な審理手続を経て、原則として起訴後14日以内に開かれる公判期日で判決の宣告までを行なう手続である。

今回の羅針盤は、即決裁判手続を概観する。なお、刑訴法第4章即決裁判手続(350条の2ないし350条の14、平成16年法62追加)の一読をお薦めする。

被疑者段階

担当表で指定された日の予定を空けておき、原則として当日中に、身体拘束されている被疑者と接見しなければならない。被疑者から事情を聞くとともに、被疑者に即決裁判手続のメリットとデメリットを説明する。そして、弁護士が即決裁判を選択するのが相当だと判断したら、被疑者から同意書面を受け取り、その書面及び弁護士も同意する旨の書面を地検に提出する。なお、意見を留保しても、手続は進む。

被疑者弁護活動(示談交渉、不起訴に向けた活動など)は、通常どおりに行なう。

1 即決裁判手続を選択するメリットとデメリット

メリット		デメリット	
迅速性	勾留延長なしでの起訴が目安 起訴から判決までが14日程度 公判は20～30分で、即日判決	上訴制限	事実誤認を理由とした 控訴不可 重大な事実誤認を理由とした 上告不可
簡易性	伝聞法則等の適用なし	不確実性	捜査記録を確認できない
予見可能	懲役・禁固は必ず執行猶予が付く	冤罪の 危険	虚偽自白の危険

2 どんな事件が対象となるのか？(350条の2Ⅰ)

①死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁固にあたる事件でないこと

★具体例：出入国管理法違反、薬物の自己使用、業

務上過失致死傷罪、無銭飲食・万引き、住居侵入、暴行・傷害

②事案が明白かつ軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれること

★自白事件：被告人は、冒頭手続で有罪である旨を陳述する(350条の8)。

③懲役又は禁固の刑が執行猶予相当であること

★判決：懲役・禁固の場合、必ず執行猶予が付く(350条の14)。

※なお、そもそも即決裁判手続の開始決定がなされないとき(350条の8)及び即決裁判手続が取り消されるとき(350条の11Ⅰ)は実刑もありうる。

3 待機日に出動するまで

(1) まず、法テラス霞が関から、待機日に、電話による確認後、①勾留状のコピー及び②被疑者の氏名や勾留場所等が記された書面がFAXされる。

(2) 次に、裁判所から、弁護人選任命令書がFAXされる。

(3) なお、原則として、一審終了まで担当する。

被告人段階

担当表で指定された日(公判日)の予定を空けておく。審理は20～30分で、即日、判決が下される。公判期日までには弁護人としてする活動(被害者との示談、

保釈請求、書面や情状証人による情状立証の準備等)は、原則として、通常どおりに行なう。

ただし、即決裁判手続は厳格な証明による犯罪事実の認定という刑事裁判の大原則を緩和するものなので、犯罪事実の有無及び被告人の意思の確認は、通常の事件以上に重要である。

1 受任の方法は？

…被告人段階から受任する場合

- (1) まず、担当表で指定された公判日の1週間ほど前に、法テラス霞が関から、「指名通知」の打診の電話がある。
- (2) 次に、法テラス霞が関で、所定の書類(①国選弁護人候補者指名通知依頼書2枚、②起訴状写し、③被告人国選弁護報告書、④国選弁護結果報告書(水色)など)をもらう。2通の国選弁護人候補者指名通知依頼書に所定の事項を記入して職印を押し、「指名」の赤い印を押してもらう。うち1通を法テラス霞が関へ提出し、他の1通を係属部へ提出する。
- (3) さらに、係属部において、従前の国選選任の手続に準じた手続を行なう。
- (4) その後、速やかに接見を行ない、被告人の意思を確認する。選任時に手渡される「即決裁判手続によることについての回答書」を係属部に提出し、弁護人として即決裁判手続に付することに同意するか否かを明らかにする。

2 審理の特徴は？

- (1) 検察官は、冒頭陳述の省略が可能である(350条の10 I, 296条)。
- (2) 被告人は、冒頭手続で有罪である旨を陳述する(350条の8)。

被告人には出頭義務がある(350条の10 I, 284条, 285条)。

必要的弁護事件となり、弁護人がないときは開廷できない(350条の9)。

- (3) 証拠調べで適用が除外される条文は、次のとおりである(350条の10, 350条の12)。

297条 証拠調べの範囲・順序等の予定とその変更
300条 証拠調請求の義務
301条 自白の取調請求の時期
302条 捜査記録の一部についての証拠調べの請求
304条 人的証拠の取調方式
304条の2 被告人の退廷
305条 証拠書類の取調方式
306条 証拠物の取調方式
307条 書面の意義が証拠になる証拠物の取調べ
320条 I 伝聞法則

- (4) 審理時間は20～30分で、原則として、即日判決である(350条の13)。

3 通常の刑事事件の弁護活動と大きく違う点は？

- (1) 被告人が「どうせ執行猶予判決だから」と安易に自白・同意している可能性がある。したがって、被告人と、即決裁判への同意を撤回する(350条の8①②, 350条の11 I ①②) 必要がないかをよく相談する。
★同意の撤回は、判決言渡時まで、その理由を問わず、可能である。
- (2) 法テラスと一括国選弁護人契約を締結した場合、弁護人は1日に複数の即決被告事件について国選弁護人に選任されることがある。

(司法改革総合センター事務局次長 白井一廣)

[付記]

LIBRA2006年10月号羅針盤で「私選弁護人紹介制度」に関する記事を脱稿後、次の2点が変更されたので、ここに付記する。

① FAXされてくる私選弁護人選任申出通知書が2通になった

FAXで送信される私選弁護人選任申出通知書が1通であることを前提としていたが、そもそも「本人

交付用」と「弁護士会提出用」の2通がFAXで送信されることとなった。したがって、1部をコピーして2通を持参するのではなく、そもそもFAX送信されてきた2通を持参すれば足りることとなった。

② 法テラスに提出する書面名の変更

「上申書」が「要望書」となった。
(25頁左段20行目)